

科目名称 (Course Title)				担当教員(Instructor)	
法学概論				桜沢 隆哉	
開講学期 (Semester)	単位数 (Credits)	履修年次 (Requirement)	授業形態 (Class Type)	受講定員の有無 (Maximum Enrollment)	授業公開 (Workshop Class)
後学期	2 単位	1 年次	講義	無	
授業の概要 (Course Description)					
<p>法・法律は、日常生活に大きなかわりを持っています。この講義は、受講者が法学を専門としていない、あるいは法学を学んだことのない学生の皆さんであることを前提として、法学の基礎になる知識や技術、ものの考え方を身につけ、具体的にイメージをもってもらうことをその内容とする授業です。授業の進め方は次の通りです。最初に、法学を学び始める前に知っておくべき知識や、学ぶための方法・注意点などを示します。その後、代表的な法分野である民法、刑法それぞれの基本、そして前期の講義で扱った憲法と他の法律や社会との関係について、具体的事例を示しながら講義をしていきます。また、法の性質や社会で果たしている役割について、折々に説明を行い、皆さんが社会とのつながりを意識できるような講義内容としていきたいと考えています。</p>					
授業の到達目標 (Course Objectives)					
<p>この講義は、皆さんが持つ法・法律に対するイメージを補い、広げ、深めるために役立つものとしていくことを目標とします。具体的には、①法学の基本的な考え方や、代表的法分野に基礎知識を身につけること、②授業内容について、自分の言葉で説明できるようになること、③社会に生じている／生じ得る様々な問題について、法が社会で果たす／果たすことのできる役割を理解し、社会と法とのつながりを理解できることを目指します。</p>					
授業計画 (Course Schedule)					
第 1 回	ガイダンス：法学を学ぶことの意義について具体的事例を題材としながら考える。				
第 2 回	法の意義：法とは何か、法と道徳との違い、法の目的（理念）について学ぶ。				
第 3 回	法の分類：法の分類（私法・公法、一般法・特別法、民事責任・刑事責任）の意味を知る。				
第 4 回	憲法とその他の法律との関係①—憲法と私たちの生活の関係を具体的事例から学ぶ。				
第 5 回	憲法とその他の法律との関係②—個人情報保護など最近の問題を採り上げる。				
第 6 回	民法法①：われわれの日常生活にとって重要な契約とその法的意義について学ぶ。				
第 7 回	民法法②：不動産取引と住まいの法律知識、金銭の取引				
第 8 回	民法法③：われわれの日常生活に関わる様々なアクシデントと法律との関係を学ぶ。				
第 9 回	民法法④：家族関係（結婚、離婚、親子、扶養、相続）と法律との関係について学ぶ。				
第 10 回	民法法⑤：われわれの消費生活と法律との関係について学ぶ。				
第 11 回	雇用社会と法：「働くこと」とそれに関わる法律を現代的な問題も踏まえて考えて行く。				
第 12 回	刑事法①—刑法とは何か、刑法の基本的な考え方を具体的事例を基に学ぶ。				
第 13 回	刑事法②—刑罰決定の過程について、最近の事件を題材としながら学ぶ。				
第 14 回	刑事法③—犯罪と刑罰をめぐる様々な問題（冤罪の問題など）を採り上げて考える。				
第 15 回	全体のまとめと今後：全体のふりかえって法学を学ぶことの意義は何だったのかを考える。				
授業時間外学習 (Supplementary Activities)					
<p>毎回、新聞記事等の資料をレジュメとともに配布しますので、資料等を読みながら授業の内容を振り返って、自分自身の考えや問題点を把握するよう努めてください。</p>					

成績評価の方法と基準(Grading)	
評価方法 (割合)	評価基準
期末試験 (60%) 課題 (30%) 上記以外の平常点評価 (10%)	基本的な概念に関する知識が身についているか、また講義で扱ったテーマを理解し、自分の言葉で記述することができるか、について評価します。 授業内容への質問等のコメント、各回の授業に関して課す小レポート、小テストなどの提出状況と内容を評価します。 日常的な授業における取組状況を評価します。
テキスト (Textbook)	【書名】 『法の世界へ〔第7版〕』 【著者】 池田真朗ほか 【出版社】 有斐閣 【出版年】 2017年
参考書・資料等 (Supplementary Reading)	各回のテーマにあわせて新聞記事等の資料を適宜配布する。
備考 (Other Information)	3分の1以上 (5回以上) の欠席は、単位不可とする
教員との連絡方法 (Contact With Instructor)	授業の前後における質問および緊急の場合等のメールアドレスは授業内でお知らせする。